

2023(令和5)年度公表

伊賀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、伊賀市の人事行政の運営等の状況について公表します。

目次

1	任免等に関する状況	1
2	人事評価の状況	4
3	給与及び職員数の状況	5
4	勤務時間その他の勤務条件の状況	21
5	職員の休業に関する状況	25
6	分限及び懲戒処分の状況	26
7	サービスの状況	28
8	退職管理の状況	29
9	研修の状況	30
10	福祉及び利益の保護の状況	33
11	公平委員会の業務の状況	34

伊 賀 市

1 任免等に関する状況

(1) 新規採用者数

職員の採用は、行政需要の動向や退職者数などを考慮して行っています。2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日までに実施した職員採用試験及び選考の結果による新規採用者数の状況は次のとおりです。

① 競争試験 (単位：人)

職 種	採用者数
事務職	15 (8)
技術職	2 (0)
学芸員	2 (1)
保育士	6 (6)
消防職	2 (0)
救急救命士	1 (0)
合 計	28(15)

② 選考 (単位：人)

職 種	採用者数
医師	7 (1)
臨床検査技師	1 (1)
診療放射線技師	1 (0)
看護師	18 (16)
作業療法士	1 (1)
介護福祉士	4 (3)
事務職(任期付)	1 (0)
合 計	33 (22)

※ () はうち女性

(2) 再任用の状況

定年退職した職員の豊かな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。

2023(令和5)年4月1日現在の職員の再任用状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長部局等	19	22	41
消防部局	0	4	4
上下水道部局	0	1	1
教育委員会	17	4	21
合 計	36	31	67

※市長部局等・・・市長部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局のこと (以下同様)

(3) 退職者の状況

2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日までの退職者数は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
市長部局等	18	3	34	55
消防部局	0	0	2	2
上下水道部局	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0
合 計	18	3	36	57

※消防吏員及び県教育委員会からの出向職員を除いては、2019(平成31)年3月31日より退職時に各部局への出向を解除し、市長部局で退職の発令をしている

※再任用職員は除く

(4) 障がい者の任用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に則り、障がい者がその能力に適合した職業に就く機会を保障するとともに、市内企業等に対する指導的役割を果たす必要があることを考慮し、伊賀市では障がい者を別枠で採用するよう努めています。

パートタイム会計年度任用職員を含む、2023(令和5)年6月1日現在の障がい者の任用総数は次のとおりです。

市長部局等の不足数1人については、随時募集を行うなど、積極的に採用活動を実施し、法定雇用率を達成できるよう努めていきます。

区分	市長部局等	教育委員会	上下水道部局
障がい者雇用者数(人)	23	2	1
法定雇用障がい者数(人)	24	2	1
不足数(人)	1	0	0

※法定雇用率は2.6%

(5) 女性職員の登用状況

男女共同参画の観点から、女性職員の積極的登用を図っています。

2023(令和5)年4月1日現在の女性職員の登用状況については次のとおりです。

(単位：人)

区 分	管理職 総 数	女性管理職の内訳			
		うち女性	女性の割合 (%)	部長級(次長・ 監・参事を含む)	課長級(室長・副 参事を含む)
市長部局等	147	65	44.2	9	56
消防部局	34	0	0	—	—
上下水道部局	7	0	0	—	—
教育委員会	13	3	23.1	1	2
合 計	201	68	33.8	10	58

※医師を除く

(6) 昇任試験の状況

2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日までに実施した昇任試験の実施状況は次のとおりです。

①行政職

試験の種類	受験者数(人)	合格基準到達者数(人)	合格率(%)
係長級昇任試験	31	18	58.1
主幹級昇任試験	48	28	58.3

※実際の昇任は、合格基準を上回る者の上位から昇任者数の上限により決定

②消防士

試験の種類	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
消防士長昇任試験	12	5	41.7
消防司令補昇任試験	11	8	72.7
消防司令昇任試験	12	7	58.3
消防司令長試験	6	2	33.3

(7) フルタイム会計年度任用職員の任用状況

2023(令和5)年4月1日現在のフルタイム会計年度任用職員の任用状況は次のとおりです。

(単位:人)

区分	フルタイム会計年度任用職員
市長部局等	0
消防部局	0
上下水道部局	0
教育委員会	0
合計	0

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の概要

地方公務員法の改正により、2016(平成28)年度から全職種を対象とした人事評価を実施しています。

人事評価制度では、上司との面談を通じて評価結果を本人に還元することで能力の現状認識を促し、個々の能力に応じた人材育成を図っています。また、目標管理制度を活用することによって、目標達成に向けたプロセスでのOJT¹を促し、継続的で計画的な人材育成を図っています。

今後も、人事評価制度を効果的かつ適切に運用し、職員のチャレンジ精神を高揚させ、改革、改善する習慣の定着化を推進します。

(2) 人事評価の実施状況

2022(令和4)年度の実施状況は次のとおりです。

1. 評価期間

2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日まで

2. 評価対象

・行政職の職員	副参事以上 132名	主幹級以下 509名	
・保育士及び幼稚園教諭	107名		
・医療職の職員	232名		
・消防職の職員	168名		
・技能職の職員	68名		計 1,216名

(3) 人事評価の活用

人事評価結果からその職員に応じた人材育成を行うほか、再任用職員を除く行政職については、2022(令和4)年度の評価結果を2023(令和5)年6月期の勤勉手当に反映させています。

評価区分の人員分布及び成績率

【管理職】	A：最上位	B：上位	C：標準	D：下位
人員分布	約10%	約30%	約60%	※
成績率	106%	102%	98%	94%

※基準点以下の評価項目が一定数以上の者が対象

【一般職】	A：最上位	B：上位	C：標準	C-：下位	D：最下位
人員分布	※	約20%	約40%	約40%	※
成績率	107%	103%	100%	98%	94%

※基準点以上(以下)の評価項目が一定数以上の者が対象

1 On the Job Training の略

職員の実践的な能力を高めることを目的に、職場において、上司、先輩職員等(OJTを行う側)が部下、後輩職員等(OJTを受ける側)に対して、日常業務を通じて実務に必要な知識・技能、公務員としての視点、態度、行動基準などについて、意図的・計画的・継続的に指導育成を行う全ての活動のこと

3 給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

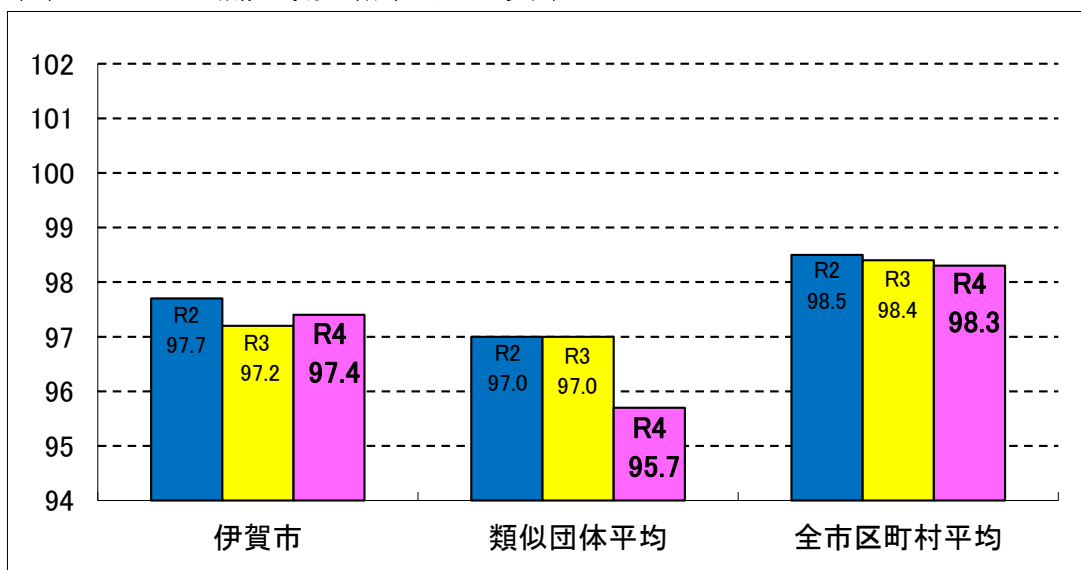
区分	住民基本台帳人口 (R4年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) R3年度の人件费率
R4年度	人 86,418	千円 45,445,713	千円 956,584	千円 9,053,599	% 19.9	% 20.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
R4年度	人 930	千円 3,482,839	千円 830,074	千円 1,381,693	千円 5,694,606	千円 6,124

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない
2 職員数は、2022(令和4)年4月1日現在の人数

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (2023(令和5)年4月1日現在)

①一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
45.3 歳	337,500 円	441,600 円

②技能労務職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
全体	53.6 歳	88 人	284,735 円	330,191 円
うち清掃職員	55.0 歳	12 人	324,750 円	366,682 円
うち給食調理員	59.8 歳	19 人	279,247 円	295,011 円
うち用務員	60.3 歳	13 人	250,730 円	296,416 円
うちその他	48.5 歳	44 人	286,238 円	345,409 円

③教育職 (幼稚園教諭)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
49.0 歳	408,408 円	432,460 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、2023(令和5)年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの

(2) 職員の初任給の状況 (2023(令和5)年4月1日現在)

区 分	伊 賀 市	
一般行政職	大 学 卒	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	154,600 円
	中 学 卒	145,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (2023(令和5)年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大 学 卒	264,023 円	310,902 円	347,960 円
	高 校 卒	226,420 円	256,077 円	323,818 円

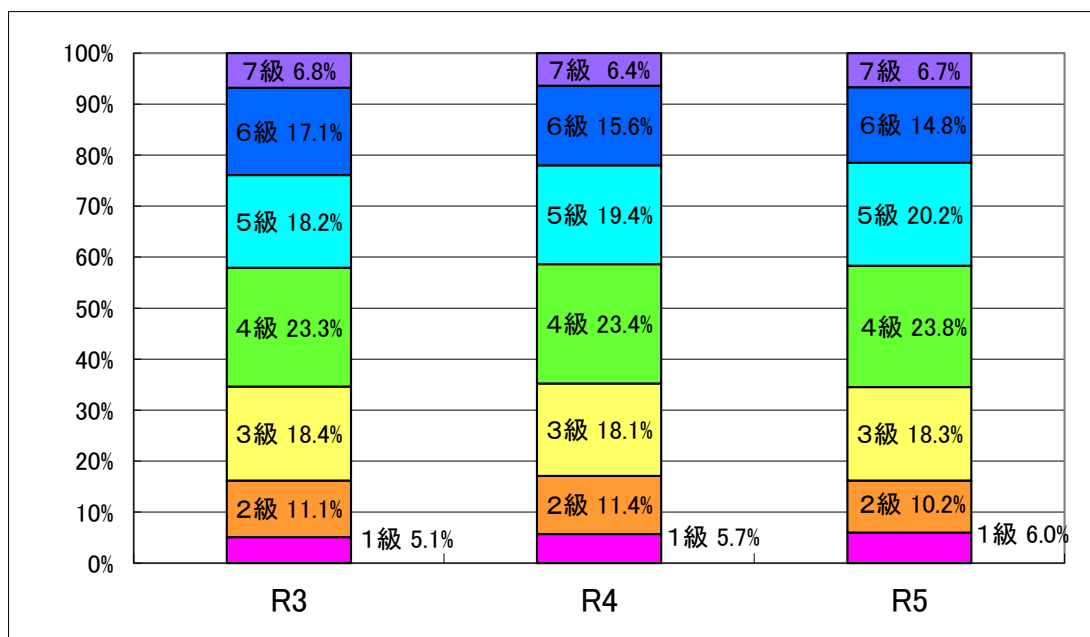
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (2023(令和5)年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定期的・一般的な業務を行う職員の職務	31 人	6.0 %
2 級	特に困難な業務を行う職員の職務	53 人	10.2 %
3 級	主任の職務	95 人	18.3 %
4 級	係長、主査の職務	124 人	23.8 %
5 級	主幹及び施設等の長の職務	105 人	20.2 %
6 級	課長、困難な業務を処理する施設等の長及び副参事の職務	77 人	14.8 %
7 級	参与、部長、次長、特定の部門又は事業を統括する監及び参事の職務	35 人	6.7 %

- (注) 1 伊賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(2) 一般行政職の級別職員数の比較 (各年4月1日現在)



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

伊 賀 市	
1人当たり平均支給額 (R4年度)	
1,500 千円	
(R4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.90 月分
(1.35) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

(2) 退職手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

伊 賀 市			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
(退職時特別昇給	無し)		
1人当たり平均支給額	定年・勸奨	18,661 千円	
	自己都合	2,688 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2022(令和4)年度に退職した職員に支給された平均額

(3) 地域手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

支給実績 (R4年度決算)			111,484 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)			121 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
伊賀市	3 %	914 人	3 %
津市 (派遣先)	6 %	4 人	6 %
東京都 (派遣先)	20 %	1 人	20 %

(4) 特殊勤務手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

支給実績 (R4年度決算)		34,791 千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)		137 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R4年度)		27.20 %	
手当の種類 (手当数)		11 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
市税事務従事手当	一般行政職	市税の滞納整理事務 (庁外勤務)	250円/日
		市税の滞納による強制執行の事務 (庁外勤務)	500円/日
社会福祉事務従事手当	一般行政職	生活保護法等に関する訪問調査等の事務 (庁外勤務)	200円/日
		介護保険法に関する訪問調査等事務 (庁外勤務)	100円/件
		障害者自立支援法に関する訪問調査等事務 (庁外勤務)	150円/件
行旅病人・死亡人取扱手当	一般行政職	行旅病人の取扱い	1,500円/回
		行旅死亡人の取扱い	4,500円/回
防疫作業等従事手当	一般行政職	感染症患者等救護又は関係物件等の消毒、処理作業	500円/日
		病原体を有する家畜等の防疫又は処理作業	500円/日
		新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う観察、処置、搬送その他これらに類する業務	4,000円/日
		新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着したおそれのある物件の処理	3,000円/日
清掃業務従事手当	技能労務職員	ごみの収集作業又は処理作業	1,150円/日
		し尿の収集作業又は処理作業	1,150円/日
		浄化センターの各槽内での清掃作業	950円/回
公害関係業務等従事手当	技能労務職員	公害防止のための現地調査又は取締り	300円/日
		不法投棄廃棄物の回収又は処理作業	500円/日
消防業務手当	消防吏員	消防吏員で日勤の者	150円/日
		消防吏員のうち交代制勤務の者	250円/日
		上記のうち救急救命士の資格を有する者	350円/日
夜間特殊作業手当	消防吏員	深夜帯に行われる消防業務に2時間以上従事	300円/回
出動手当	消防吏員	水・火災及び救助現場での消防活動	400円/回
		救急現場での救急業務	300円/回
		救急救命士が、現場にて救命行為を実施	500円/回
死後処理手当	一般行政職	社会福祉事務所、診療所等での死後処理	1,200円/回
救急救命士確保手当	消防吏員	救急救命士が、月に10日以上勤務したとき	月額 5,000円～ 14,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R4年度決算)	304,184 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	425 千円
支給実績 (R3年度決算)	291,799 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)	407 千円

(6) その他の手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	107,033 千円	254 千円
	子 10,000円				
	父母等(子以外) 6,500円				
住居手当	借家・借間を借り受け、 月額16,000円を超える家賃を 支払っている職員に支給 限度額28,000円	同	-	36,232 千円	294 千円
通勤手当	交通機関(電車・バス等)利用者 限度額55,000円以内	異	次頁の表のとおり	76,731 千円	93 千円
	交通用具(自動車・バイク等)利用者 2,500円～29,800円				
管理職手当	役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	異	支給単価	102,241 千円	627 千円
管理職員特別 勤務手当	臨時又は緊急の必要等により 週休日又は休日に6時間以上 勤務した場合のほか、週休日等 以外の日の午前0時から午前5時 までの間であって正規の勤務時 間以外の時間に勤務した場合、 役職に応じ6,000円～12,000円 (3時間未満の場合はこの額の 50/100)	異	支給単価	1,874 千円	19 千円
宿日直手当	4時間以上8時間未満 2,200円 8時間以上18時間未満 4,400円	異	支給単価	0 円	0 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間 中に勤務した全時間に対して、 勤務1時間当たりの給与額に100 分の135を乗じて得た額	同	-	55,504 千円	155 千円

※通勤手当比較

市の制度		国の制度	
(1) 2km以上5km未満	2,500円	(1) 2km以上5km未満	2,000円
(2) 5km以上10km未満	5,000円	(2) 5km以上10km未満	4,200円
(3) 10km以上15km未満	8,700円	(3) 10km以上15km未満	7,100円
(4) 15km以上20km未満	11,800円	(4) 15km以上20km未満	10,000円
(5) 20km以上25km未満	14,400円	(5) 20km以上25km未満	12,900円
(6) 25km以上30km未満	17,000円	(6) 25km以上30km未満	15,800円
(7) 30km以上35km未満	19,600円	(7) 30km以上35km未満	18,700円
(8) 35km以上40km未満	21,900円	(8) 35km以上40km未満	21,600円
(9) 40km以上45km未満	24,600円	(9) 40km以上45km未満	24,400円
(10) 45km以上50km未満	27,200円	(10) 45km以上50km未満	26,200円
(11) 50km以上	29,800円	(11) 50km以上55km未満	28,000円
		(12) 55km以上60km未満	29,800円
		(13) 60km以上	31,600円

5 公営企業職員の状況

(1) 病院事業（ただし、地方公営企業法は一部適用）

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
R4年度	千円 4,838,191	千円 334,038	千円 1,860,112	% 38.4	% 38.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R4年度	人 268	千円 929,713	千円 552,627	千円 377,772	千円 1,860,112	千円 6,941

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない
2 職員数は、2023(令和5)年3月31日現在の人数

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（2023(令和5)年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
医 師	45.4 歳	470,300 円	1,280,778 円
看 護 師	39.3 歳	260,201 円	375,185 円
事 務 職 員	49.2 歳	347,447 円	476,888 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（2023(令和5)年4月1日現在）

病 院 事 業	
1人当たり平均支給額（R4年度）	
1,378 千円	
（R4年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.90 月分
（ 1.35 ）月分	（ 0.90 ）月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

イ 退職手当（2023(令和5)年4月1日現在）

病 院 事 業	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置
	(2%～20%加算)
(退職時特別昇給	無し)
1人当たり平均支給額	3,664 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2022(令和4)年度に退職した職員に支給された平均額

ウ 地域手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

支給実績 (R4年度決算)		46,167 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)		179 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
7級地 (伊賀市)	3 %	医師以外 247 人	3 %
医療職給料表を適用する者	16 %	医師 19 人	

エ 特殊勤務手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

支給実績 (R4年度決算)		312,564 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)		1,230 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R4年度)		100.0 %	
手当の種類 (手当数)		15 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
病院勤務伝染病等接触手当	上野総合市民病院勤務職員	上野総合市民病院に勤務し、患者に接触する者	450円/日
放射線取扱手当	技師	エックス線その他の放射線を人体に対して放射する作業	280円/日
臨床検査従事手当	技師	病理検査の作業	220円/日
夜間看護手当	看護師	深夜帯に行う看護等の業務に従事 (4時間以上)	9,000円/回
		深夜帯に行う看護等の業務に従事 (2時間以上4時間未満)	8,000円/回
		深夜帯に行う看護等の業務に従事 (2時間未満)	6,000円/回
死後処理手当	看護師	上野総合市民病院での死後処理	1,200円/回
解剖手当	技師	上野総合市民病院での死体の解剖	1,600円/件
救急医療等業務手当	医師 (管理職)	勤務時間外に救急医療等の業務 (6時間以上)	30,000円/回
		勤務時間外に救急医療等の業務 (3時間以上6時間未満)	12,000円/回
		勤務時間外に救急医療等の業務 (3時間未満)	8,000円/回
救急外来患者等診療手当	医師	救急当番日の宿直勤務時間内に救急外来患者等を診療	4,000円/人
待機手当	医師	救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき (院内待機)	10,000円/回
		救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき (院外待機)	5,000円/回
	その他の職員	救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき	3,000円/回
	訪問看護ステーションに勤務する看護師	利用者からの相談に備え待機を命ぜられたとき (17時30分から翌日の8時30分まで)	1,500円/回
利用者からの相談に備え待機を命ぜられたとき (8時30分から翌日の8時30分まで)		2,000円/回	
放射線読影手当	医師	患者の放射線画像を緊急の要により院外で読影診断したとき	2,000円/回
医師確保手当	医師	医師業務に従事 (医師の経験年数2年未満の者を除く)	給料の25%
		医師の経験年数 3年未満	100,000円/月
		医師の経験年数 3年以上7年未満	170,000円/月
		医師の経験年数 7年以上10年未満	180,000円/月
		医師の経験年数 10年以上	150,000円/月
研究手当	医師	医師業務に従事 (医師の経験年数2年未満の者を除く)	100,000円/月
職務手当	医師	医師の経験年数 2年未満	16,600円/月
		医師の経験年数 2年以上3年未満	56,000円/月
		医師の経験年数 3年以上7年未満	110,300円/月
		医師の経験年数 7年以上10年未満	163,300円/月
		医師の経験年数 10年以上	199,200円/月
		院長	350,000円/月
	副院長	250,000円/月	
	看護師	職務の級 3級	10,000円/月
職務の級 4級		7,000円/月	
職務の級 5級		5,000円/月	
看護師確保手当	看護師	看護師業務に従事 (職務年数により段階有り)	~50,000円/月
防疫作業等従事手当	上野総合市民病院勤務職員	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う観察、処置、搬送その他これらに類する業務	4,000円/日
		新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着したおそれのある物件の処理	3,000円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R4 年度 決算)	66,345 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (R4 年度 決算)	274 千円
支給実績 (R3 年度 決算)	63,774 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (R3 年度 決算)	267 千円

カ その他の手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	25,237 千円	259 千円
	子 10,000円				
	父母等 (子以外) 6,500円				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 限度額28,000円	同	-	11,034 千円	301 千円
通勤手当	交通機関 (電車・バス等) 利用者 限度額55,000円以内	同	-	25,493 千円	107 千円
	交通用具 (自動車・バイク等) 利用者 2,500円～29,800円				
管理職手当	役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	一部異なる	院長 152,000円 副院長 122,000円	21,546 千円	781 千円
管理職員特別勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、役職に応じ6,000円～12,000円 (3時間未満の場合はこの額の50/100)	一部異なる	院長 12,000円 副院長 10,000円	0 円	0 円
宿日直手当	・医師：35,000円 * ただし、救急輪番日の当直については45,000円) ・看護師・技師：6,300円 * ただし、4時間未満は半額	異	支給単価	17,773 千円	456 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同	-	10,696 千円	916 千円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R4年度	2,862,174	285,729	171,324	6.0	6.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費34,469千円を含まない

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R4年度	30	124,531	29,390	51,872	205,793	6,860

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない

2 職員数は、2023(令和5)年3月31日現在の人数

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (2023(令和5)年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	44.1 歳	338,743 円	409,178 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

水 道 事 業	
1人当たり平均支給額 (R4年度)	
1,729 千円	
(R4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.90 月分
(1.35) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

イ 退職手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

水 道 事 業	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)
(退職時特別昇給	無し)
1人当たり平均支給額	0 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2022(令和4)年度に退職した職員に支給された平均額

ウ 地域手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

支給実績 (R4年度決算)		3,804 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)		127 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
7級地 (伊賀市)	3 %	30 人	3 %

エ 特殊勤務手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

支給実績 (R4年度決算)	2,409 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	80 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R4年度)	100.0 %		
手当の種類 (手当数)	3 種類		
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
企業手当	企業職員		300円/日
現場手当	企業職員	現場作業	100円/日
緊急作業手当	企業職員	呼出しに応じ緊急作業	1,200円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R4年度決算)	10,763 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	414 千円
支給実績 (R3年度決算)	10,860 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)	402 千円

カ その他の手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	6,537 千円	261 千円
	子 10,000円				
	父母等(子以外) 6,500円				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給限度額28,000円	同	-	648 千円	324 千円
通勤手当	交通機関(電車・バス等)利用者 限度額55,000円以内	同	-	2,790 千円	96 千円
	交通用具(自動車・バイク等)利用者 2,500円~29,800円				
管理職手当	・役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	同	-	2,585 千円	646 千円
管理職員特別勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合のほか、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合、役職に応じ6,000円~12,000円(3時間未満の場合はこの額の50/100)	同	-	18 千円	9 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同	-	89 千円	15 千円
宿日直手当	宿直手当4,200円/回 日直手当5,250円/回 (執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められた日及びこれに相当する日に行われた場合は、2,630円)	異	支給単価	0 千円	0 千円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
R4年度	千円 2,229,398	千円 253,268	千円 72,256	% 3.2	% 3.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,156千円を含まない

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R4年度	人 15	千円 58,930	千円 13,866	千円 23,616	千円 96,412	千円 6,427

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない

2 職員数は、2023(令和5)年3月31日現在の人数

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (2023(令和5)年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	45.6 歳	329,104 円	403,642 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

下 水 道 事 業	
1人当たり平均支給額 (R4年度)	
1,574 千円	
(R4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.90 月分
(1.35) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

イ 退職手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

下 水 道 事 業	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給 無し)	
1人当たり平均支給額 - 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2022(令和4)年度に退職した職員に支給された平均額

ウ 地域手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

支給実績 (R4年度決算)		1,887 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)		126 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
7級地 (伊賀市)	3 %	15 人	3 %

エ 特殊勤務手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

支給実績 (R4年度決算)			1,099 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)			73 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R4年度)			100.0 %
手当の種類 (手当数)			3 種類
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
企業手当	企業職員		300円/日
現場手当	企業職員	現場作業	100円/日
緊急作業手当	企業職員	呼出しに応じ緊急作業	1,200円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R4年度決算)	5,351 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	412 千円
支給実績 (R3年度決算)	3,210 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)	247 千円

カ その他の手当 (2023(令和5)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	2,490 千円	277 千円
	子 10,000円				
	父母等(子以外) 6,500円				
住居手当	借家・借間を借り受け、 月額16,000円を超える家賃を 支払っている職員に支給 限度額28,000円	同	-	162 千円	162 千円
通勤手当	交通機関(電車・バス等) 利用者 限度額55,000円以内	同	-	1,459 千円	97 千円
	交通用具(自動車・バイク等) 利用者 2,500円～29,800円				
管理職手当	・役職に対して定額 副参事級 39,000円 課長級 48,000円 55,000円 参事級 59,000円 部次長級 69,000円 部長級 85,000円	同	-	1,488 千円	744 千円
管理職員特別 勤務手当	・臨時又は緊急の必要等 により週休日又は休日に 6時間以上勤務した場合 のほか、週休日等以外の 日の午前0時から午前5時 までの間であって正規の 勤務時間以外の時間に勤 務した場合、役職に応じ 6,000円～12,000円 (3時間未満の場合はこ の額の50/100)	同	-	36 千円	18 千円
休日勤務手当	休日において正規の勤務 時間中に勤務した全時間 に対して、勤務1時間当 たりの給与額に100分の 135を乗じて得た額	同	-	27 千円	13 千円
宿日直手当	宿直手当4,200円/回 日直手当5,250円/回 (執務時間が午前8時30 分から午後0時30分まで と定められた日及びこれ に相当する日に行われた 場合は、2,630円)	異	支給単価	0 千円	0 千円

6 特別職の報酬等の状況（2023(令和5)年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	924,000 円		
	副 市 長	716,000 円		
	教 育 長	591,500 円		
	上下水道事業管理者	570,000 円		
報 酬	議 長	530,000 円		
	副 議 長	467,000 円		
	議 員	423,000 円		
期 末 手 当	市 長	(R4年度支給割合)		
	副 市 長	期末手当 3.6 月分		
	上下水道事業管理者			
	教 育 長	期末手当 2.40 月分	勤勉手当 1.9月分	
退 職 手 当	議 長	(R4年度支給割合)		
	副 議 長	期末手当 3.3 月分		
	議 員			
	上下水道事業管理者			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	退職時給料月額×在職年数×100分の450	16,632,000 円	任期毎
	教 育 長	退職時給料月額×在職年数×100分の280	8,019,200 円	任期毎
	教 育 長	退職時給料月額×在職年数×100分の200	4,732,000 円	任期毎
	上下水道事業管理者	退職時給料月額×在職年数×100分の200	4,560,000 円	任期毎

- (注) 1 期末手当基礎額の報酬月額は、20%の加算措置あり
 2 退職手当の在職年数について、1年未満の端数月があった場合これを切り捨てる
 3 教育長には、別途、扶養手当を支給

7 職員数の状況

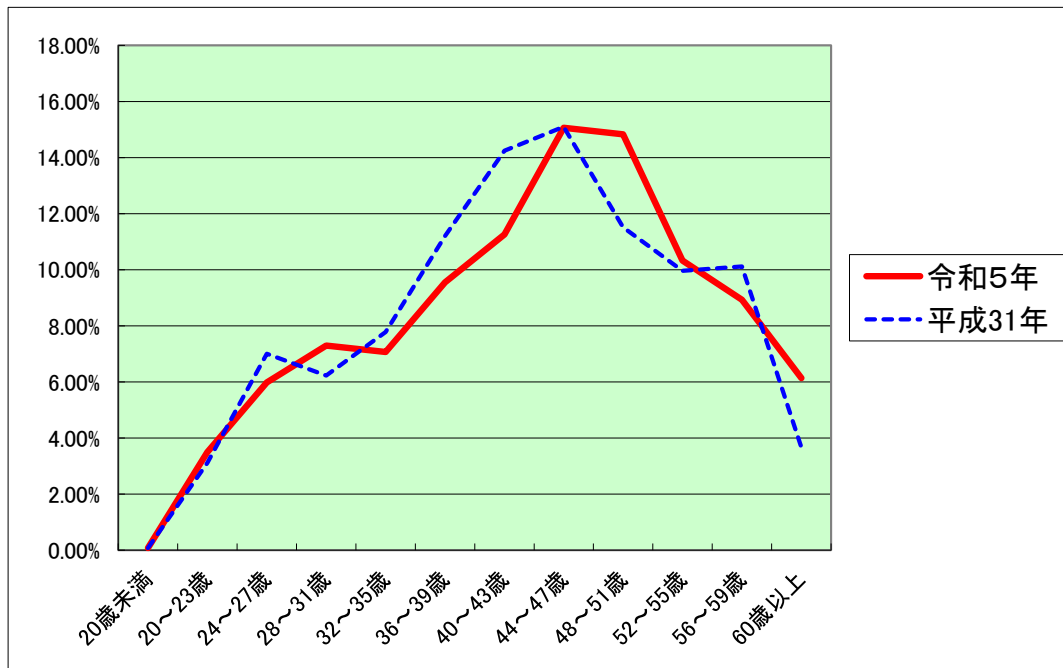
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	7人	7人	0人	業務増等 人員の適正配置
		総務・企画	183人	188人	5人	
		税務	35人	36人	1人	
		労働	0人	0人	0人	
		農林水産	29人	29人	0人	
		商工	13人	12人	△1人	
		土木	67人	64人	△3人	
		民生	247人	248人	1人	
	衛生	57人	56人	△1人		
	小計	638人	640人	2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.1人	
教育部門	95人	91人	△4人	退職者不補充等		
消防部門	170人	171人	1人	人員の適正配置		
小計	903人	902人	△1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.4人		
公営企業部門	病院	267人	278人	11人	技術職員の充実	
	水道	30人	31人	1人	人員の適正配置	
	下水道	14人	13人	△1人	人員の適正配置	
	その他	33人	32人	△1人	人員の適正配置	
小計	344人	354人	10人			
合計		1,247人	1,256人	9人	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.3人	
		[1,288人]	[1,288人]	[0人]		

(注) 1 この表は、総務省地方公共団体定員管理調査によるもので、短時間再任用職員、一部事務組合派遣職員を除く
2 []内は、条例で定められた各部局の職員定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況 (各年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
R5年職員数	1人	45人	77人	94人	91人	123人	145人	194人	191人	133人	115人	79人	1,288人

(注) 短時間再任用及び一部事務組合派遣職員を含む

(3) 定員管理の状況

職員数については、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治法の基本理念にのっとり、地方公共団体が自らの権限と責任において適正に管理しなければならないものです。

市では、合併により抱えた過剰人員の適正化を図るため、定員適正化計画に基づき2014(平成26)年度までの10年間、人員削減に取り組んできました。人員削減により人件費の抑制効果を上げてきましたが、行政改革との歩調のずれから各職場で人員不足感が生じるとともに、行政職における年齢構成の歪みが顕著となり、将来の組織運営に影響を落とす状況となりました。

そうしたことから、2015(平成27)年度からは、「ムダのない行政運営」を進めるための「効率的な定員管理」を基調としながら、民間の経営手法や民間活力の導入などの行政改革との同調を意識した定員管理方針を策定し、柔軟な定員管理をすることとしました。

当該方針では、類似団体別職員数などの指標を他市と比較し、消防を除く普通会計において、行政改革の進捗に合わせながら、短時間再任用職員を活用することなどにより10年間で約80人の人員削減を目指すこととしています。

①2015(平成27)年4月1日～2023(令和5)年4月1日における定員管理の状況

平成27年4月1日 職員数	令和5年4月1日 職員数	減員数
人 787	人 731	人 56

※消防を除く普通会計の職員数

(参考) 伊賀市定員管理方針における数値目標

取組期間		数値目標
始期	終期	
平成27年4月1日	令和7年4月1日	約80人減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		平成27年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成27年～令和5年 計
			4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	
一般行政	職員数	666人	656人	647人	634人	638人	640人	—
	増減			△9人	△13人	4人	2人	△26人
教 育	職員数	121人	118人	111人	111人	95人	91人	—
	増減			△7人	0人	△16人	△4人	△30人
計	職員数	787人	774人	758人	745人	733人	731人	—
	増減			△16人	△13人	△12人	△2人	△56人

(注) 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目を降現年までの職員増減数の累計を示している

8 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について(2008(平成20)年度策定)

技能労務職員については、当面退職者の補充を控えながら、行財政改革大綱の重点項目に掲げる民間参入等の推進に沿って、指定管理者制度の導入など業務の一部民間委託の検討を進めつつ、市民サービスの低下を招くことのないよう適正な人員配置を行い、行財政改革大綱及び定員適正化計画に基づき、一般行政職員を含め職員数及び給与等の適正化への取り組みを推進していきます。

(1) 給料について

技能労務職員の給料については、国の行政職給料表(一)表を基礎とした独自の給料表(4級制)により運用しており、基礎となる国の給料表が改定された場合は、同様の見直しを行い、適正な給料への改正を実施します。

(2) 諸手当について

諸手当については、住民の理解と納得を得られるものとなるよう、制度の趣旨に照らし見直しについて検討する必要があります。特殊勤務手当については、2004(平成16)年11月の市町村合併の際に大幅な見直しを行いました。一般行政職員を含め、勤務の実績をより正確に反映した適正な支給に向けて検討を行っていきます。

(3) 昇給について

毎年1月1日に前年1年間の勤務実績に応じ4号給を標準として行っている昇給について、一般行政職員同様に55歳以上から2号給として昇給抑制を行っていきます。

(4) その他

技能労務職員の定年退職等により、今後職員数の不足が懸念されます(2013(平成25)年4月1日現在で138名(再任用職員を含む。)になる見込)が、業務のあり方等の見直し検討を計画的に行いつつサービスの低下を招くことのないよう、民間委託や臨時嘱託職員での対応等の検討のほか、事業主としての法的責務から障がい者の自立支援に向けた雇用の推進を図るため引き続き検討を進める障がい者採用の中で、必要な人員の確保に努めながら円滑な移行を図ります。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00

※市民病院や消防署などでは交替制勤務があるため、週 38 時間 45 分を基本に上記と異なる就業時間となります。

(2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1 暦年 20 日
病気休暇	公務傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間
	私傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間(90 日以内、ただし結核は 1 年以内)
特別休暇	選挙権その他の公民としての権利行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	職員が裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため親族等以外の者に骨髄液を提供する場合で勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 1 暦年 5 日以内
	結婚休暇	職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日以内

区 分	種 類	内 容
特別休暇	不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められるとき 5日以内（体外受精及び顕微授精の場合は10日以内）
	妊娠通勤時間	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与える程度に及ぶものであると認められるとき 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日1時間以内の期間
	妊産疾病休暇	妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められるとき 14日以内
	育児参加休暇	配偶者が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学までの子を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当と認められる場合 5日以内
	産前・産後休暇	産前・産後各8週間（多胎は産前14週間）
	保育時間	生後1歳に満たない子を保育のために必要と認められる時間 1日2回それぞれ30分以内
	配偶者出産休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日以内
	子の看護休暇	中学校就学の終期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年5日以内（ただし中学校就学の終期に達するまでの子が2人以上の場合は10日）
	短期介護休暇	負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日の範囲内の期間（ただし、要介護者が2人以上の場合は10日）
	忌引	職員の親族が死亡した場合で職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 配偶者・父母7日、子5日、兄弟姉妹3日など

区 分	種 類	内 容
特別休暇	父母の祭日	職員が父母の追悼のための特別な行事のため、勤務しないことが相当であると認められる場合 1日以内
	夏季休暇	盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日以内
	災害による住居の滅失および損壊	地震等の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で職員が当該住居の復旧作業等のため、勤務しないことが相当であると認められるとき 7日以内
	災害等による通勤困難	地震等の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
	災害時の退勤途上の危険回避	地震等の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
	生理休暇	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき 2日以内
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3年を超えない期間内において必要と認められる期間
組合休暇	職員団体の業務または活動に従事する期間（無給）	1暦年30日以内

（3）年次有給休暇の取得状況

職員には1年（暦年）あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。なお、新規採用など年の途中で新たに職員となった場合は、月数に応じて付与されます。残日数がある場合は、20日間の限度として翌年に繰り越すことができます。

2022(令和4)年1月1日～2022(令和4)年12月31日の職員一人あたりの平均取得日数は次のとおりです。

区 分	平均日数
市長部局等	10.9日
消防部局	15.2日
上下水道部局	11.7日
教育委員会	7.9日

(4) 介護休暇の取得状況 (2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日)

(単位：人)

区分	市長部局等		消防部局		教育委員会		上下水道部局		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況 (2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日)

(単位：人)

区分	市長部局等		消防部局		上下水道部局		教育委員会		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業	4	46	0	1	0	0	0	0	4	47
育児短時間勤務	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
部分休業	0	34	0	2	0	1	0	0	0	37

(2) 配偶者同行休業の取得状況 (2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日)

(単位：人)

区分	市長部局等		消防部局		上下水道部局		教育委員会		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者同行休業の取得人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任、休職及び降給があります。

パートタイム会計年度任用職員を含む、2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日までの分限処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類 処分事由	免職	降任	休職	降給	合計
市長部局等	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	1(1)	0			1(1)
	心身の故障の場合	0	0	92(29)		92(29)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			1(1)		1(1)
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	1(1)	0	93(30)	0	94(31)
消防部局	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	8(3)		8(3)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	0	0	8(3)	0	8(3)
上下水道部局	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	2(1)		2(1)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	0	0	2(1)	0	2(1)
教育委員会	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	0	0			0
	心身の故障の場合	0	0	4(1)		4(1)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			0		0
	条例で定める事由による場合			0	0	0
	小計	0	0	4(1)	0	4(1)

計	人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合	1(1)	0			1(1)
	心身の故障の場合	0	0	106(34)		106(34)
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
	職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0			0
	刑事事件に関し起訴された場合			1(1)		1(1)
	条例で定める事由による場合			0	0	0
総 計		1(1)	0	107(35)	0	108(36)

※ () 内は、実人数

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

市民の皆様からの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

パートタイム会計年度任用職員を含む、2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日までの懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類 処分事由	処分の種類				合計
		免職	停職	減給	戒告	
市長部局等	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	0	1
	小 計	0	1	0	0	1
消防部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
上下水道部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
教育委員会	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	0	0	0	1
	小 計	1	0	0	0	1
計	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	1	0	0	2
総 計		1	1	0	0	2

7 服務の状況

(1) 職務に専念する義務の概要

職員は、法令や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

(2) 消防団員との兼職の状況

「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」第 10 条により、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、消防団員との兼職が認められています。兼職している職員は、2022(令和 4)年 4 月 1 日から 2023(令和 5)年 3 月 31 日までで 54 人でした。

また、勤務時間中における消防団の消火活動等については、承認を得て職務に専念する義務を免除される場合があります。

(3) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することができません。

2022(令和 4)年 4 月 1 日から 2023(令和 5)年 3 月 31 日までの営利企業等への従事の状況は次のとおりです。

地方公務員法第 38 条第 1 項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて兼業している者

区 分	人数	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者	1 人	株式会社取締役
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	14 人	生産物販売・太陽光電気販売等
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者	43 人	新型コロナウイルス職域接種等

(4) 倫理の確保について

職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、2022(令和 4)年 4 月 1 日から 2023(令和 5)年 3 月 31 日までの間に次に掲げる通達等を行いました。

また、2005(平成 17)年 12 月に、伊賀市職員公益通報条例を制定しており、その中でも、職員が遵守すべき倫理原則等を改めて規定しています。

日 付	内 容	発信者
2022(令和 4)年 6 月 17 日	参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について	副市長
2022(令和 4)年 12 月 15 日	職員の年末年始の綱紀粛正について	副市長
2023(令和 5)年 3 月 15 日	交通法規の遵守及び自動車等の安全運転の励行について	副市長
2023(令和 5)年 3 月 15 日	三重県議会議員選挙における職員の服務規律の確保について	副市長

8 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

○元職員による働きかけの規制

地方公務員法第 38 条の 2 の規定により、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前 5 年間に在籍していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人与在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後 2 年間、離職前 5 年間の職務上の行為をする（しない）ように、働きかけることが禁止されています。

- ・規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。
- ・元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出る義務があります。

(2) 退職管理に係る届出状況（2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日）

届出等の種別	件数
再就職者による依頼等の承認件数	0 件
公平委員会への通報	0 件

9 研修の状況

(1) 職員研修の実施状況

2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日までに実施した研修は、次のとおりです。

研 修 名	日 数	受講者数
【独自研修】		
新規採用職員前期研修	3日間	43人
メンタルヘルス研修（新規採用職員対象）	1日間	上記に含む
防災研修（新規採用職員対象）	1日間	
新規採用職員後期研修	1日間	11人
管理職研修	1日間	23人
係長級研修	1日間	29人
主任級研修	1日間	23人
組織マネジメント研修	2日間	28人
再任用職員研修	1日間	10人
女性活躍研修	2日間	45人
接遇研修	1日間	50人
人事評価者研修（動画視聴）	—	—
ハラスメント相談等に関する研修会	1日間	44人
メンタルヘルス研修	1日間	40人
コンプライアンス研修	6日間	159人
法制執務研修（入門編）	1日間	17人
庶務担当者研修	1日間	90人
伊賀地域インターネット差別表現書き込みモニタリング事業	26日間	26人
フィールドワーク研修	1日間	9人
人権・同和問題研修【基礎編 第Ⅰ期】	2日間	38人
人権・同和問題研修【基礎編 第Ⅱ期・応用編 第Ⅲ期】（動画視聴及びレポート提出） ※パートタイム会計年度任用職員含む	—	1,798人
人権・同和問題研修【実践編 第Ⅳ期】（eラーニング）	—	192人
人権・同和問題研修【特別研修 第Ⅲ・Ⅳ期】	4日間	113人
共同研究グループ研修	—	10人
【人権・同和派遣研修】		
第26期三重県人権大学講座	19日間	2人
【三重県市町総合事務組合主催派遣研修】		
ワンステップ研修Ⅰ（基礎研修）	3日間	20人
ワンステップ研修Ⅱ（地方自治法・地方公務員法）	1日間	17人
ワンステップ研修Ⅱ（公文書基礎研修）	1日間	16人
ワンステップ研修Ⅲ（福祉体験）	1日間	15人
ワンステップ研修Ⅳ（自己改善）	2日間	19人

ツーステップ研修Ⅰ（セルフコントロール）	1日間	19人
ツーステップ研修Ⅱ（アサーティブコミュニケーション）	1日間	1人
ツーステップ研修Ⅲ（接遇対応・クレーム対応）	1日間	1人
ツーステップ研修Ⅳ（事務ミス防止）	1日間	19人
スリーステップ研修Ⅰ（タイムマネジメント）	1日間	2人
スリーステップ研修Ⅲ（クレーム対応・ハードクレーム対応）	1日間	3人
フォーステップ研修Ⅰ（情報活用力）	1日間	3人
フォーステップ研修Ⅱ（業務改善）	1日間	7人
マネージャー研修【新任課長級】（コーチング）	1日間	3人
マネージャー研修Ⅱ【係長級】（政策形成能力）	2日間	7人
リーダー研修【新任課長級】（人事評価）	1日間	8人
リーダー研修【課長補佐級】（ハラスメント）	1日間	3人
リーダー研修【課長級】（リスクマネジメント）	1日間	3人
法制執務研修（初級編）	2日間	14人
政策法務研修	1日間	1人
政策研修	1日間	1人
情報処理研修（eラーニング）	—	10人
プレゼンテーションスキル研修	1日間	6人
話し方技法研修	2日間	1人
組織活性化研修	1日間	1人
メンタルヘルス研修	1日間	3人
人事評価者研修	1日間	1人
チラシ・パンフレットデザイン研修	1日間	8人
契約事務基礎研修	1日間	3人
公営企業会計研修	2日間	2人
複式簿記入門研修	2日間	2人
税務実務研修（市町村税（個人税））	2日間	2人
給与実務研修	2日間	1人
議会事務研修	2日間	1人
不当要求対策研修	1日間	4人
三重地方財政研修（入門編）	1日間	6人
三重地方財政研修（実務編）	1日間	1人
【その他派遣研修】		
NOMA「自治体監査基礎実務」	1日間	1人
JIAM「地域住民の防災力向上～平時からの取組～」	3日間	1人
NOMA「情報公開制度の基礎知識と実務対応」	2日間	1人
NOMA「選挙管理事務の基本実務」	1日間	1人
NOMA「介護保険施設等における指導監督のポイント」	2日間	1人
JAMP「子育て支援の推進」	5日間	1人
JAMP「使用料等の債権回収」	5日間	1人

NOMA「議会事務局職員の基本実務と議員折衝・コミュニケーションにおける留意点」	1日間	1人
NOMA「児童福祉・子育て支援担当者の基礎知識と実務」	1日間	1人
NOMA「人事評価制度の運用と見直しのすすめ方～人を動機づけ、育てる～」	1日間	1人
NOMA「年末調整の実務と進め方」	1日間	1人
NOMA「徴収事務を実務的にマスターするシリーズ6 第二次納税義務」	2日間	1人
JAMP「災害に強い地域づくりと危機管理」	7日間	1人
インソース「業務改善研修」	1日間	1人
インソース「タイムマネジメント」	1日間	2人
地域活性化センターキャリア開発塾	5日間	1人
一般社団法人伊賀青年会議所（伊賀 JC）	通年	1人

10 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務効率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日までについては、次のような事業を行いました。

(1) 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規定に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
一般健康診断	労働安全衛生法に基づき職員の健康診断を実施
特殊健康診断	腰痛・指曲がり症検診を実施
その他健康管理事業	こころの健康づくりカウンセリング、ストレスチェックの実施
健康管理事業の決算額	9,485千円

(2) 伊賀市職員共済会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められる地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効率的・効果的に実施するため、伊賀市職員共済会の実施する下記の事業に対し助成しています。

補助対象事業	事業の内容
保健事業	人間ドック受診費用助成、育児専門誌の配付 等
体育事業	各種スポーツ大会参加費用の補助、スポーツクラブ活動助成
厚生事業	文化クラブ活動助成、施設利用助成、カフェテリア給付
補助金の決算額	19,042千円

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

区分	事業主体	内容
共済制度	三重県市町村職員共済組合	組合員の医療費給付 退職者等に対する年金の給付等
	公立学校共済組合三重県支部	育児休業手当金・介護休業手当金等の給付 組合員の臨時の支出に対する資金の貸し付け
公務災害補償	地方公務員災害補償基金三重県支部	2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年3月31日までの認定件数：20件（市長部局等15件、消防部局4件、上下水道部局1件、教育委員会0件）

11 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、また、処理する事務は、同法第8条第2項において定められています。その主な内容は次のとおりです。

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- ・ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること
- ・ 職員の苦情を処理すること

(2) 公平委員会の業務の状況 (2022(令和4)年4月1日～2023(令和5)年3月31日)

業務の種類別	要求件数	処理件数
勤務条件に関する措置の要求	0件	0件
不利益処分に関する審査請求	0件	1件